



平成 29 年 7 月 25 日

一般社団法人日本釣用品工業会
会員企業代表者 様

無料法律相談の実施について

弁護士法人創知法律事務所
弁護士 藤 本 一 郎

(はじめに)

はじめまして。弁護士法人創知法律事務所（以下「当弁護士事務所」といいます。）の藤本一郎と申します。当職は、一般社団法人日本釣用品工業会（以下「日釣工」といいます。）の顧問弁護士として、日釣工が取り扱う様々なテーマに対して、取り組ませて頂いております。このような中、今般、日釣工が実施する、さらなる会員向けサービスの向上の一環として、当弁護士事務所が、会員各位向けに無料法律相談を実施することとしました。

以下の各事項を十分お読み頂いた上で、ご利用頂けましたら幸甚に存じます。

1 無料法律相談の概要

【 お申込みは「法律相談シート」をメール又は FAX でお送り下さい。 】

- ・別紙の「法律相談シート」に会員の情報と、相談の概要を記載し、**電子メール又は FAX で必ず当弁護士事務所宛**に送付して下さい。相談内容を明らかにするために必要な資料があれば、一緒に送付して下さい。但し、電子メールの場合、総容量が 5 MB を超えないよう留意して下さい。

【 回答は面談又はお電話となります。 】

- ・弁護士からの回答を、面談により得たいか、電話により得たいかを選んで下さい。
 - 一面談の場合は、当弁護士事務所（札幌、東京、大阪）にご来訪願います。
 - 一電話の場合は、当弁護士事務所から、お電話を差し上げます。その具体的な日時は、事前に「法律相談シート」に記載して頂いた希望の日時から、当弁護士事務所が選んだ日時とさせて頂きます（事前に電話又は電子メールで、その時間帯を確認させて頂きませす）。

【 相談内容は当弁護士事務所が回答できる一切の事項です。 】

- ・例えば、つぎのような法律に関係するご相談があり得ると思います。
 - 債権回収・海外取引相談
 - 労務問題
 - 株式売買、事業承継、相続
 - 知的財産権問題
 - 損害賠償、クレーム対応
 - 賃貸借、不動産問題
 - 税務問題

但し、ご相談の内容によっては、回答ができないこともございます。



例えば、次のような事項は回答できません。

- 日釣工を相手方とすることのご相談（当弁護士事務所が日釣工の顧問弁護士のため）。
 - 無料法律相談としては著しく調査や対応に時間を要することのご相談（ご相談に対する回答は原則1回で行います。継続する相談については別途有料となってしまいます。）
 - 起案（文書作成）を必要とすることのご相談（回答は、電話又は面談でさせていただきますので、文書作成は別途有料となってしまいます。）
 - 税務申告業務にまつわることのご相談（申告業務は別途有料となってしまいます。）
- ・「法律相談シート」は、原則日本語で記載して下さい。英語又は中国語で記載して頂いても、弁護士は対応できません（理解できません。）が、面談又は電話による回答は日本語に限定させていただきます。

・尚、弁護士には、無料相談であると無いとに関わらず、守秘義務がありますので、ご相談内容は、一切開示されることはありません。

- ・日釣工には、毎月1回、ご相談のあった「件数のみ」を報告致します。

2 期間

平成29年9月1日～平成30年3月31日まで

（ご好評であれば、延長につき弁護士事務所と日釣工との間で協議します）

3 相談方法について

- ・決められた日時にお電話で（当弁護士事務所から電話します）

又は

- ・決められた日時当弁護士事務所にて面談で（東京、大阪若しくは札幌）

なお、内容にもよりますが、最大60分程度の電話・面談を想定しております。

4 相談料

- ・会員の相談料は、初回無料です。
- ・二回目以後のご相談や起案を必要とすることのご相談については、有償となりますが、日釣工会員については、当弁護士事務所所定の弁護士報酬よりも概ね10%程度の割引を受けることができるものとします。

5 相談の対象者

ご相談を頂ける会員とは、日釣工会員の代表者様とさせていただきます。

6 具体的な担当弁護士について

法律相談を担当する弁護士は、当法律事務所に所属の弁護士とすることを原則とします。但し、内容によっては外部の専門家となる場合もあります。なお、具体的な担当弁護士は当法律事務所が決定するものとします。



7 当法律事務所について (概要)

当法律事務所は、所属弁護士7名、中国律師1名等で構成されており、平成29年3月30日に設立されました。代表弁護士の1人である藤本一郎は、設立前に所属していた法律事務所時代から、日釣工の顧問弁護士です。

当法律事務所は、あらゆる企業や個人の方の依頼に対応すべく、当初から3箇所におフィスを設けております。北(東)から順番にご紹介します。

札幌オフィス 〒060-0042 札幌市中央区大通西1 2丁目大通コンニサービル5階

TEL 011-280-1180 FAX 011-280-1181

(最寄駅) 地下鉄東西線「西11丁目」駅2番出口より徒歩3分

市電「中央区役所前」駅より徒歩2分

東京オフィス 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル8階

TEL 03-6268-0962 FAX 03-6268-0963

(最寄駅) JR山手線等「有楽町」駅より徒歩2分

東京メトロ有楽町線「有楽町」駅地下直結

大阪オフィス 〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目9番15号EM北浜ビル5階

TEL 06-4708-3260 FAX 06-4708-3280

(最寄駅) 京阪本線「北浜」駅28番出口エレベータより徒歩1分

地下鉄「北浜」駅徒歩2分、「淀屋橋」駅徒歩7分

※上記電話番号に普通にお問い合わせ頂く場合は、日釣工会員の優遇を受けることができませんので、優遇を受けられたい場合は、「法律相談シート」に記載して所定のお申し込みをお願いします。

(取扱業務)

- ・各種訴訟対応 (国内、海外) ・各種仲裁対応 (国内、海外)
- ・一般企業法務 ・株主総会指導、経営争いの解決
- ・合併、買収等 M&A 対応 (法務デューデリジェンスを含む。)
- ・契約書作成・修正 (日本語、英語、中国語)
- ・労働問題 (使用者側、従業員側) ・刑事事件
- ・海外に絡む問題、外国法問題 (中国法、米国法、他のアジアの国々の法律)
- ・倒産法務 ・医療過誤 ・交通事故
- ・遺言、遺言執行、その他相続問題

以 上